

令和2年第1回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和2年3月2日（月曜日） 10時00分開会
2 場 所 遠軽町議会議場

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明
日程第 4 議案第1号 遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正について
日程第 5 議案第2号 遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
日程第 6 議案第3号 遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 7 議案第4号 遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正について
日程第 8 議案第5号 遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
日程第 9 議案第6号 令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）
日程第10 議案第7号 令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算

出席議員（12名）

1番	渡部正騎君	2番	村田一志君
3番	山本悟君	4番	秋元直樹君
5番	佐野宣雄君	6番	三田真美君
7番	竹中裕志君	8番	村川勝彦君
9番	山谷敬二君	10番	吉田耕造君
11番	吉野正剛君	12番	前田篤秀君

列席者

管 理 者 佐々木 修一君 代表監査委員 村瀬 光明君

出席説明員

副 管 理 者	川 根 章 夫 君	副 管 理 者	石 田 昭 廣 君
副 管 理 者	厂 原 收 君	会 計 管 理 者	伯 谷 和 昭 君
事 務 局 長	関 野 清 治 君	消 防 署 長	佐 竹 信 敏 君
消 防 長		消 防 課 長	
総 務 課 長	兼 田 信 広 君	予 防 課 長	会 田 政 敏 君
衛 生 施 設 課 長			
出 納 課 長	菊 地 哲 生 君	衛 生 施 設 課 主 幹	田 宮 克 彦 君

事務局出席者

事 務 局	山 谷 真 予 君	事 務 局	中 村 正 憲 君
事 務 局	齊 藤 有 眞 君		

10時00分 開会

○議長（前田篤秀君）

本日をもって、招集されました、令和2年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして、諸般の報告をいたさせます。

○事務局（中村正憲君）

ご報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局よりの出席者につきましては、お手元に配布のとおりであります。

本日の議事日程は10までとなっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（前田篤秀君）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、4番、秋元議員、9番、吉田議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3「管理者の行政報告と提出案件要旨説明」を求めます。

佐々木管理者。

○管理者(佐々木修一君)

令和2年第1回遠軽地区広域組合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに遠軽地区広域組合議会を招集いたしましたところ、議員の皆様には時節柄、公私ともご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

まず、令和元年中の各種事業の執行状況について、ご報告申し上げます。

し尿及び浄化槽汚泥の総収集量は9,351キロリットルで、前年と比較しまして351キロリットル3.63%の減となっております。

し尿が414キロリットルの減少でしたが浄化槽汚泥は63キロリットルの増加となっております。

次に、リサイクル事業の処理量は711トンで、前年比28トンの減少となっており、アルミ缶、スチール缶、発泡スチロールの売り払いが前年より101万円減の961万9千円となっております。

次に、ごみ焼却施設は、昨年1月より本稼働しておりますが、年々ごみの処理量が増加傾向にあり、年間処理予定量の7,951トンを279トン上回る、8,230トン进行处理しております。

次に、火災発生件数は、建物火災が2件減の14件、林野火災1件、車両火災が5件、その他の火災が9件の29件で、前年の26件から3件の増加となっております。

焼損面積は表面積を含め1,340平方メートル、林野90アールとなっており、前年より2,331平方メートルの減少となっております。

損害額は1億3,299万円で前年より3,578万6千円の増加となりましたが、これは湧別町で発生した牛舎火災の損害額が大きかった為であります。

焼損棟数は9棟減少の18棟、り災世帯は3世帯減少の8世帯、り災人員は5人減少の15人となっており、死者2人、負傷者5人となっております。

同じく、救急出場状況であります。出場件数は1,683件で、前年比30件の増となっており、搬送人員は1,586人で、33人の増加となっております。

事故種別では、急病1,025件、一般負傷226件、交通事故83件、転院搬送が274件となっており、北見市や旭川市等の病院への患者搬送が多くありました。

なお、旭川市を基幹基地とする道北ドクターヘリの出動要請が前年と同数の16件あり、前年比7人減の5人が旭川市及び北見市に搬送されました。

救急車、ドクターヘリ搬送を合わせて、地域住民の安心で安全な暮らしを守るため、救急体制の更なる充実に取り組んで参りたいと考えております。

救助出動件数は、26件で救助人員は10人となっており、出動種別としては交通事故19件、水難事故2件、機械事故2件、その他3件となっております。

多様化する事故に備え訓練をして行きたいと考えております。

次に消防施設費の執行状況ですが、昨年11月に消防署白滝出張所に高規格救急自動車が納車され、2月末には湧別町消防団湧別分団登栄床に多機能型の小型動力ポンプ積載車が納車され装備の充実が図られました。

次に、今議会に提案致しました議案の概要について、ご説明申し上げます。

議案第1号「遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正について」は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

議案第2号「遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を定めるため、本条例を定めるものであります。

議案第3号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正に伴い、条例で引用する規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

議案第4号「遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正について」は、地域の人口減少や公共下水道の普及により、し尿の収集量が年々減少傾向にあり、燃料費や資材の高騰など社会情勢の変化に伴い、実情に即するようし尿等収集手数料を見直すため、本条例を定めるものであります。

議案第5号「遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について」は、本組合が設置する一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する事項を追加するため、本条例を定めるものであります。

議案第6号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」は、令和元年度事業の執行精査を行い、3款衛生費、4款消防費の不用額を減額するものであります。

歳入につきましては歳出の不用額による各町の負担金の減額、し尿等収集量の減少に伴うし尿等処理手数料の減額、ごみ焼却施設解体事業に伴う循環型社会形成推進交付金の確定による減額、高規格救急自動車等の購入に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の確定に伴う追加計上、前年度繰越金に追加を行い、これにより、歳入歳出それぞれ5,348万1千円の減額、歳入歳出予算の総額を21億2,547万9千円とするものであります。

次に、議案第7号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算」であります。歳入歳出予算の総額を前年度比1億9,025万9千円減の19億6,146万9千円とするものであります。

まず、歳入につきましては、分担金及び負担金18億2,530万5千円、使用料及び手数料1億792万円、国庫支出金は循環型社会形成推進交付金1,560万円、寄附金1千円、繰越金400万円、諸収入864万3千円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

議会費は、組合議会の運営に関する経費として、77万3千円を計上しております。

総務費につきましては、組合運営に関する経費及び監査運営に関する経費として、552万4

千円を計上しております。

清掃総務費につきましては、焼却施設職員の人件費などとして、1,867万4千円を計上しております。

し尿処理費につきましては、施設の維持管理に係る経費として、1億8,628万7千円、さらに、し尿処理施設費に修繕費として、4,227万3千円を計上しております。

塵芥処理費は、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料などとして、3億1,772万9千円を計上しております。

塵芥処理施設費は、マテリアルリサイクル推進施設建設工事発注支援業務委託料、最終処分場測量及び地質調査業務委託料等、前年度比2億511万8千円減の5,190万3千円を計上しております。

リサイクルセンター運営費では、管理運営委託料などとして、2,600万5千円を計上しております。

常備消防費は、職員の人件費、警防業務経費、予防業務経費及び救急・救助業務経費等を計上しており、前年度比605万9千円増の10億5,491万4千円を計上しております。

非常備消防費は、消防団員の年額報酬及び災害等費用弁償等を計上しており、前年度比223万4千円増の1億1,492万5千円を計上しております。

消防施設費につきましては、白滝出張所庁舎風除室土台及び窓枠改修工事、芭露分団詰所屋上防水工事、備品購入費として、遠軽町消防団安国分団小型動力ポンプ積載車、湧別町消防団中湧別分団消防ポンプ自動車CD-I型、遠軽町消防団社名沢分団小型動力ポンプ積載車、佐呂間町消防団第1分団小型動力ポンプ積載車、消防署一般公用車、消防ポンプ自動車搭載資器材更新に係る購入費を計上し、前年度比580万3千円増の9,932万6千円を計上しております。

消防費全体では、前年度比1,409万6千円増の12億6,916万5千円となっております。

公債費につきましては、衛生センターの施設整備事業債として借り入れた償還金及び借入金利子として、4,113万6千円を計上、さらに予備費200万円計上したところであります。

事業の見直しも含め内容を精査するとともに、一層の効率化を図り予算を編成したところであります。

以上が、本議会に提案いたしました議案の大要であります。

ご審議を願う議案につきましては、担当課長等から詳細にご説明いたさせますので、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、第1回遠軽地区広域組合議会定例会にあたりましてのご挨拶といたします。

○議長（前田篤秀君）

日程第4、議案第1号「遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第1号「遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正について」をご説明いたします。

提案理由といたしまして、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例で引用する

規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合監査委員条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合監査委員条例新旧対照表をお開き願います。

第4条の請求又は要求による監査について、第4条中、「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより議案第1号「遠軽地区広域組合監査委員条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第2号「遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第2号「遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓に関する規定を定めるため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第2条のサービスの宣誓について、第2条に次の1項を加えるものであります。

第2項といたしまして、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第2号「遠軽地区広域組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第3号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第3号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正に伴い、条例で引用する規定を整理するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第21条のパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、第21条第1項後段中、「若しくは失職し」を削るものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第3号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第3号「遠軽地区広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号「遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

兼田衛生施設課長。

○衛生施設課長（兼田信広君）

議案第4号「遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、地域の人口減少や公共下水道の普及により、し尿の収集量が年々減少傾向にあり、さらに燃料費や高騰など社会情勢の変化に伴い、実情に即するようにし尿等収集手数料を見直すため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合し尿処理条例新旧対照表をお開き願います。

第7条のし尿等処理手数料について、第7条第2項中、「960円」を「1,040円」に改めるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、令和2年7月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより、議案第4号「遠軽地区広域組合し尿処理条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第5号「遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田衛生施設課長。

○衛生施設課長（兼田信広君）

議案第5号「遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

提案理由といたしまして、本組合が設置する一般廃棄物最終処分場に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する事項を追加するため、本条例を定めるものであります。

次のページ別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表によりご説明いたします。

参考資料、遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例新旧対照表をお開き願います。

第2条の対象となる施設の種類について、第2条中「焼却施設」の次に「及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場」を加え、第3条の縦覧の告示について、第3条第5号中、「施設の処理能力」の次に「（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより、議案第5号「遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第6号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第6号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明いたします。

令和元年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ53,481千円を減額し、歳入歳出予算の総額を21億2,547万9千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入からご説明いたします。

1款1項負担金から、1億457万9千円を減額し、19億2,071万2千円とするものです。

次に2款2項手数料から、500万円を減額し、9,632万円とするものです。

次に3款1項国庫補助金に、1,074万7千円を追加し、4,584万8千円とするものです。

次に5款1項繰越金に、4,535万1千円を追加し、5,430万9千円とするものです。

これによりまして、歳入合計21億7,896万円から5,348万1千円を減額し、総額を21億2,547万9千円とするものです。

次に歳出についてご説明いたします。

3款1項清掃費から、1,469万3千円を減額し、8億701万円3千円とするものです。

次に4款1項常備消防費から、280万円を減額し、10億5,034万6千円とするものです。

次に4款2項非常備消防費から、1,035万円を減額し、1億234万1千円とするものです。

次に4款3項消防施設費から、2,563万8千円を減額し、6,788万5千円とするものです。

これによりまして、4款消防費の総額を12億5,936万円から、3,878万8千円を減額し、総額を12億2,057万2千円とするものです。

これによりまして、歳出合計額21億7,896万円から5,348万1千円を減額し、総額を歳入歳出同額の21億2,547万9千円とするものです。

次に3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から説明いたします。

6ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費207万円3千円の減額につきましては、2節給料10万円、8節報償費10万円、9節旅費10万円を執行精査により減額するものです。

13節委託料138万4千円の減額につきましては、遠軽地域循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料13万円、最終処分場適地選定業務委託料125万4千円を契約に伴う執行精査により減額するものです。

18節備品購入費38万9千円の減額につきましては、公用車の購入費を契約に伴う執行精査により減額するものです。

次に3款1項2目し尿処理費927万8千円の減額につきましては、11節需用費90万円、消耗品費40万円、燃料費50万円を執行精査により減額するものです。

13節委託料807万8千円の減額につきましては、し尿等収集量の減少に伴い、収集業務委託料500万円、徴収業務委託料18万円、汚泥処理業務委託料70万円を減額するもので、併せまして施設運転維持管理業務委託料219万8千円を契約に伴う執行精査により減額するもの

です。

9ページをお開き願います。

14節使用料及び賃借料30万円の減額につきましては、機械借上料を執行精査により減額するものです。

8ページにお戻りください。

3款1項4目塵芥処理費200万円の減額につきましては、13節委託料のごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料を電気料の見直しなどにより減額するものです。

3款1項5目塵芥処理施設費134万2千円の減額につきましては、13節委託料のマテリアルリサイクル推進施設建設工事発注支援業務委託料83万6千円、マテリアルリサイクル推進施設建設整備に係る環境影響調査業務委託料50万6千円を契約に伴う執行精査により減額するものです。

10ページをお開き願います。

4款1項1目消防費280万円の減額につきましては、2節給料に1万円を追加し、11節需用費130万円、消耗品費80万円、光熱水費50万円を執行精査により減額するものです。

12節役務費20万円の減額につきましては、通信運搬費を執行精査により減額するものです。

18節備品購入費131万円の減額につきましては、警防業務備品120万円、予防業務備品11万円を契約に伴う執行精査により減額するものです。

4款2項1目消防団費1,035万円の減額につきましては、1節報酬、年額報酬180万円、8節報償費、団運営報償費59万円、9節旅費、災害等費用弁償500万円を執行精査により減額するものです。

13ページをお開き願います。

11節需用費249万円の減額につきましては、消耗品費190万円、食糧費59万円を執行精査により減額するものです。

14節使用料及び賃借料28万4千円の減額につきましては、自動車借上料を執行精査により減額するものです。

19節負担金、補助及び交付金18万6千円の減額につきましては、消防団員福祉共済負担金を執行精査により減額するものです。

12ページにお戻りください。

4款3項1目消防施設費2,563万8千円の減額につきましては、15節工事請負費57万円を執行精査により減額するものです。

18節備品購入費2,506万8千円の減額につきましては、佐呂間町消防団に配置予定でありました小型動力ポンプ積載車が排気ガスの規制に伴い製造が遅れ、年度内での納車ができないため、次年度に先送りしたものと、契約に伴う執行精査により減額するものです。

4ページをお開き願います。

2歳入について、説明いたします。

1款1項1目広域組合負担金は1億457万9千円の減額で、遠軽町5,749万5千円、湧別町3,008万9千円、佐呂間町1,699万5千円をそれぞれ減額するもので、衛生負担金及び消防負担金の減額であります。

2款2項1目し尿等処理手数料は、し尿等収集量減少に伴う500万円の減額であります。

3款1項1目衛生費国庫補助金は89万6千円の減額で、これは、マテリアルリサイクル施設及び最終処分場の委託業務に伴う循環型社会形成推進交付金の金額の確定によるものです。

3款1項2目消防費国庫補助金は1,164万3千円の追加で、これは、消防署白滝出張所配置の高規格救急自動車及び救急資機材の購入に伴う緊急消防援助隊設備整備費補助金の確定によるものです。

5款1項1目繰越金は4,535万1千円の追加で、し尿分383万9千円、塵芥分389万5千円、リサイクル分694万6千円、消防分3,067万1千円の追加です。

14ページをお開ください。

継続費について前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書について説明いたします。

平成31年度年割額に変更はありませんが、年割額に対する財源内訳として、国道支出金と一般財源の内訳金額が変更になっております。

特定財源国道支出金1,977万8千円を2,472万1千円とし、一般財源2億980万6千円を2億486万3千円とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

質疑は、第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の、3、歳出より各款ごとに行います。

3款、衛生費、6ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、4款、消防費、10ページから13ページ。

山本議員。

○3番（山本 悟君）

13ページの18節備品購入費ですが、佐呂間町消防団の小型動力ポンプ積載車の話がありましたが、もう一度説明お願いできませんか。

○議長（前田篤秀君）

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

山本議員のご質問に対してご説明いたします。

佐呂間町消防団の小型動力ポンプ積載車でございますが、当初4WDのマイクロバス型の車両でございまして、入札等を行う段階で確認をしてきましたが、排気ガス規制の関係もありましてメーカーからまだ製造がされていないと回答がありました。

経過をみておりましたが、わかったのが12月頃で、この段階で今年度の納車は無理と判断させていただきまして、今回見送るという形になりました。

令和元年度予算では見送りましたが、令和2年度予算の中で新たに計上させていただいており

ます。

○3番（山本 悟君）

メーカーの方が原因でしたら問題ないと思います、わかりました。

○議長（前田篤秀君）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次、2、歳入に入ります。

1款、分担金及び負担金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ 2款、使用料及び手数料、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、 3款、国庫支出金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、 5款、繰越金、4ページから5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号「令和元年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第7号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

議案第7号、赤番2、令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算書をご用意いたします。

議案第7号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算」についてご説明いたします。

令和2年度遠軽地区広域組合の一般会計の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,146万9千円と定めるものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によりご説明いたします。

継続費につきましては、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、3ページの第2表継続費にございます。

3款1項清掃費の最終処分場整備事業として、2か年総額4,960万円を計上しております。

なお、令和2年度の年割額は2,320万円であります。

一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものであります。

1 ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算、歳入からご説明いたします。

1 款分担金及び負担金につきましては、18億2,530万5千円とするものです。

1 項同額です。

2 款使用料及び手数料につきましては、1 項使用料2万円、2 項手数料1億790万円、総額を1億792万円とするものです。

3 款国庫支出金につきましては、1,560万円とするものです。

1 項同額です。

4 款寄附金につきましては、1千円とするものです。

1 項同額です。

5 款繰越金につきましては、400万円とするものです。

1 項同額です。

6 款諸収入につきましては、1 項預金利子2万円、2 項雑入862万3千円、総額を864万3千円とするものです。

これによりまして、歳入合計を19億6,146万9千円とするものです。

2 ページをお開き願います。

次に歳出であります、1 款議会費につきましては、77万3千円とするものです。

1 項同額です。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費489万2千円、2 項監査委員費63万2千円、総額を552万4千円とするものです。

3 款衛生費につきましては、6億4,287万1千円とするものです。

1 項同額です。

4 款消防費につきましては、1 項常備消防費10億5,491万4千円、2 項非常備消防費1億1,492万5千円、3 項消防施設費9,932万6千円、総額を12億6,916万5千円とするものです。

5 款公債費につきましては、4,113万6千円とするものです。

1 項同額です。

6 款予備費につきましては、200万円とするものです。

1 項同額です。

これによりまして、歳出合計を19億6,146万9千円とし、歳入歳出同額とするものであります。

5 ページをお開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書、1 総括を省略いたしまして、3 歳出からご説明いたします。

10 ページをお開き願います。

1 款1 項1 目議会費は、77万3千円で、議員報酬をはじめ組合議会の運営経費を計上しております。

12 ページをお開き願います。

2 款1 項1 目一般管理費は、489万2千円で前年度比117万9千円の増額であります。

内訳といたしまして、管理者交際費をはじめ、総務行政一般経費、電算システムの保守委託料等を計上しております。

2款2項1目監査委員費は、63万2千円で、監査委員報酬など監査事務に関する経費を計上しております。

16ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費は、1,867万4千円で、前年度比1,759万6千円の減額となっており、主なものといたしまして焼却施設の職員の人件費等を計上しております。

2節給料は、職員2名分の給料790万3千円、3節職員手当等554万9千円、4節共済費254万5千円を計上しております。

10節需用費は、60万3千円で、消耗品費等を計上しております。

19ページをお開き願います。

11節役務費は、103万4千円で、通信運搬費や保険料を計上しております。

13節使用料及び賃借料は、OA機器や自動車借上料等44万2千円を計上しております。消耗品につきまして、赤番3、2ページ消耗品費内訳に記載しておりますのでご参照願います。

18ページにお戻りください。

3款1項2目し尿処理費は、1億8,628万7千円で、前年度比590万7千円の増額となっております。

主なものといたしまして、し尿施設の人件費や電気料、委託経費等を計上しております。

2節給料は、職員1名分の給料298万6千円、3節職員手当等266万5千円。

21ページをお開き願います。

4節共済費103万3千円を計上しております。

10節需用費は、1,429万1千円で、消耗品費30万円、光熱水費に電気料1,356万円、修繕料に車両修繕として22万円を計上しております。

なお、消耗品費の詳細については、赤番3、予算資料の2ページに記載しておりますのでご参照願います。

23ページをお開き願います。

次に、12節委託料につきましては、1億6,416万9千円で、委託料の主なものといたしまして、収集業務委託料1億160万円、徴収業務委託料335万3千円、汚泥処理業務委託料462万円、施設運転維持管理業務委託料につきましては、高齢化に伴う職員の退職により職員数の減少が生じ、人件費のみの委託方式から燃料や業務用薬剤、軽微な修繕、施設関係の清掃委託等を含めた委託方式に移行することから、5,436万8千円を計上しております。

13節使用料及び賃借料には、取水施設の砂利排出機械の借上料など35万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金、26節公課費はそれぞれ必要経費の額を計上しております。

次に、3目し尿処理施設費は、前年度比3,872万1千円増の4,227万3千円となっております。

10節需用費は、ろ液ピット防食塗裝修繕等として、3,259万3千円を計上しております。

12節委託料は、汚泥処理施設共同整備事業基本計画策定業務委託料968万円を計上しております。

詳細につきましては、赤番3、予算資料4ページと10ページに記載しておりますのでご参照願います。

次に、4目塵芥処理費は、3億1,772万9千円で、これはごみ焼却施設長期包括的運営委託事業委託料等です。

次に、5目塵芥処理施設費は、5,190万3千円で、ごみ焼却施設解体事業が完了したことから、前年度比2億511万8千円の減額となっております。

なお、財源といたしまして国庫支出金1,560万円を予定しております。

内訳といたしまして、12節委託料は最終処分場測量及び地質調査業務委託等として、4,680万円。

25ページをお開き願います。

18節負担金、補助及び交付金として、遠軽町併任職員人件費として510万3千円を計上しております。

次に、6目リサイクルセンター運営費は、2,600万5千円で、前年度比68万4千円の減額となっております。

11節役務費に各種保険料11万6千円、12節委託料にリサイクルセンター管理運営委託料2,554万4千円、再商品化業務委託料34万5千円を計上しております。

26ページをお開き願います。

次に、4款1項1目消防費は、605万9千円増の10億5,491万4千円を計上しております。

主なものといたしまして、職員の人件費として、新規採用職員3名を含む126名分を計上し、2節給料4億1,446万3千円、3節職員手当等3億4,037万3千円、4節共済費1億3,938万8千円となっております。

7節報償費は54万5千円、8節旅費は各種会議出席に係る普通旅費といたしまして323万7千円、救急救命士の病院研修や北海道消防学校研修に係る研修旅費としまして411万円、合わせまして734万7千円を計上しております。

29ページをお開き願います。

10節需用費は、6,937万8千円を計上し、消耗品費は1,788万9千円で、主なものといたしまして職員の活動服や防寒衣、防火フード購入の被服費575万7千円、救急業務消耗品等の業務用消耗品費、事務用消耗品、一般消耗品、庁舎維持管理消耗品等の各種消耗品費をそれぞれ計上しております。

消耗品については、赤番3、予算資料2ページに記載しておりますのでご参照願います。

燃料費には、車両や施設などの燃料費として2,009万7千円、電気料など光熱水費に1,470万8千円。

修繕費には、消防車両や機械器具等修繕費として1,602万円を計上しております。

31ページをお開き願います。

11節役務費には、通信運搬費に電話料等として1,209万3千円、各種手数料に971万

5千円、保険料に車両等の保険料365万1千円を計上しております。

12節委託料には、職員の健康診断委託料、各種業務委託料のほか、消防救急デジタル無線及び高機能指令台の保守点検委託料を計上いたしまして、総額2,093万4千円を計上しております。

13節使用料及び賃借料は、事務機器やOA機器、施設賃借料など総額705万4千円を計上しております。

33ページをお開き願います。

17節備品購入費には、消防用ホース、災害対応用テント、高度救命処置訓練用人形等の購入費として総額1,020万1千円を計上しております。

備品購入費につきましては、赤番3、予算資料3ページに記載しておりますのでご参照願います。

18節負担金、補助及び交付金には、1,742万8千円を計上しております。

主なものといたしまして、消防本部消防署及び上湧別出張所の庁舎維持管理負担金、北海道消防学校入校などにかかる研修負担金として計上しております。

35ページをお開き願います。

26節公課費には、自動車重量税224万3千円を計上しております。

34ページにお戻りください。

2項1目消防団費は1億1,492万5千円で、前年度比223万4千円の増額となっております。

主なものといたしまして、1節報酬に年額報酬として2,409万6千円、7節報償費に団運営報償金として635万円を計上しております。

8節旅費につきましては、火災出動や訓練出動に対する災害等費用弁償4,967万7千円のほか、旅費等を含め5,073万6千円を計上しております。

10節需用費には、消耗品費に新入団員用の被服費など1,010万9千円、食糧費に非常用として72万円を計上し、総額1,082万9千円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金には2,126万5千円を計上し、北海道市町村総合事務組合負担金をはじめ各種負担金を計上しております。

36ページをお開きください。

3項1目消防施設費は、9,932万6千円で、前年度比580万3千円の増額となっております。

10節需用費には、消火栓及び防火水槽の修繕、さらに庁舎修繕料といたしまして697万6千円を計上しております。

14節工事請負費には、白滝出張所庁舎風除室土台及び窓枠改修工事、芭露分団詰所屋上防水工事として、578万7千円を計上しております。

工事請負費の詳細は、赤番3、予算資料4ページに記載しておりますのでご参照願います。

17節備品購入費には、遠軽町消防団安国分団配備の小型動力ポンプ積載車、湧別町消防団中湧別分団配備の消防ポンプ自動車CD-I型、遠軽町消防団社名淵分団配備の小型動力ポンプ積載車、佐呂間町消防団第1分団配備の小型動力ポンプ積載車、消防署配備の一般公用車、消防ボ

ンプ自動車搭載資器材、更新車両5車両と資機材分の購入費として、8,651万3千円を計上しております。

○議長（前田篤秀君）

11時00分まで、暫時休憩します。

10時55分 休憩

11時00分 再開

○議長（前田篤秀君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

兼田総務課長。

○総務課長（兼田信広君）

それでは、38ページをお開き願います。

5款1項1目元金には、平成22年度から23年度に借入した衛生センター施設整備事業債の償還元金4,076万8千円を、2目利子には償還利子及び一時借入金利子として36万8千円を計上しております。

40ページをお開き願います。

予備費といたしまして、本年度は昨年度同様に200万円を計上しております。

6ページをお開き願います。

2歳入についてご説明いたします。

1款1項1目広域組合負担金は18億2,530万5千円で、昨年度比1億7,771万2千円の減額になっております。

内訳につきましては、議会事務局負担金629万7千円、衛生負担金として、し尿負担金1億6,755万4千円、塵芥負担金3億6,624万8千円、リサイクル負担金1,700万5千円、さらに消防負担金として12億6,820万1千円を計上しております。

遠軽町負担金10億5,767万2千円、湧別町負担金4億9,256万4千円、佐呂間町負担金2億7,506万9千円となっております。

2款1項1目使用料に生田原消防会館使用料として1万円、行政財産使用料として1万円の合せて2万円を計上しております。

2項1目し尿等処理手数料として、1億160万円を、2目一般廃棄物処理手数料として600万円、3目消防手数料に危険物事務手数料等30万円を計上しております。

8ページをお開き願います。

3款1項1目衛生費国庫補助金は、最終処分場整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金1,560万円を計上しております。

4款1項1目一般寄附金は、本年度1千円で昨年度同額です。

5款1項1目繰越金は、前年度同額の400万円を計上しております。

6款1項1目預金利子は、2万円を計上しております。

2項1目リサイクル容器売払収入は、アルミ、スチール缶の売払いとして800万円を見込んでおります。

2目雑入につきましては、生命保険事務手数料等62万3千円を計上しております。

以上が令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算でございます。

43ページから49ページまでは予算資料といたしまして、給与費明細書等の説明は省略させていただきます。

50ページ継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書につきましては、年割額令和2年度2,320万円、令和3年度2,640万円、合計4,960万円を予定しております。

国道支出金として、令和2年度773万3千円、令和3年度880万円、合計1,653万3千円となっております。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書の説明をさせていただきます。

ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業は、限度額を49億267万9千円と定め、前年度までの支出額6億7,218万8千円、当該年度以降の支出予定額を42億3,049万1千円とするものです。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について説明いたします。

前々年度末現在高1億2,590万3千円、前年度末現在高見込額5,862万4千円、当該年度末現在高見込額1,785万6千円となっており、衛生施設事業の22年度から23年度分であります。

赤番3、予算資料をご覧ください。

第1表は、構成町負担金の詳細について記載しておりますのでご覧ください。

第2表から第4表につきましては、先ほどの予算説明と重複しますが、消耗品費、備品購入費、施設修繕、工事請負費の内訳を記載しております。

第5表から第8表につきましては、火災概況、救急概況、し尿等収集概況、リサイクル処理概況につきまして過去5年間分を掲載しております。

第9表につきましては、可燃ごみ搬入概況を掲載しております。

第10表につきましては、し尿・塵芥処理施設整備等関連工事等内訳を掲載しております。

以上で令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（前田篤秀君）

これより質疑を行います。

質疑は、第1表、歳入歳出予算を省略して、歳入歳出予算事項別明細書の、3、歳出より各款ごとに行います。

1款、議会費、10ページから11ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、2款、総務費、12ページから15ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、3款、衛生費、16ページから25ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、4款、消防費、26ページから37ページ。

三田議員。

○6番（三田真美君）

消防費の中で、29ページの需用費になるかと思いますが、今回の新型コロナウイルスによりオホーツク管内で9名、一番感染者が多いのは北見市ということでありまして、北見市であれば私たちの地区から買い物をする圏内であります。

どんなに予防しても感染が絶対無いというわけではないと思っておりますが、この需用費の中に警防業務消耗品になるのか予防業務消耗品になるか判断しにくいのですが、防護服ですね、消防職員には多くの部分で働いていただければならないと思っておりますので、防護服は、一回着用すると破棄することになると思っております。

そういう意味で、現在の在庫状況及び署所への配備状況を教えていただきたいと思っております。

○議長（前田篤秀君）

佐竹消防課長。

○消防課長（佐竹信敏君）

現在、紋別保健所から55着の配付がありまして、それをもって署所へ配備しております。

予算の中から言いますと、救急業務消耗品で来年度も揃えていきたいと考えております。

救急車が配備されている出張所、消防署を含めて7署所に配備済みでありまして、それにより対応しております。

○議長（前田篤秀君）

三田議員。

○6番（三田真美君）

紋別保健所から55着の配付があるということでありましたが、何かあった時には紋別保健所に要請をして協力していただくことができる状況にあるのでしょうか。

○議長（前田篤秀君）

佐竹消防課長。

○消防課長（佐竹信敏君）

紋別保健所と連絡を密に取り合っただけで業務を進めるところであります。

しかし、防護服、マスク、消毒液等が業者から納品されない状態が続いておりますので、備蓄している物を現在使用している状況です。

それでも、あと数か月持つ予定ですので、問題ないかと考えております。

○議長（前田篤秀君）

ほかに、竹中議員。

○7番（竹中裕志君）

先ほどの三田議員と重複するところではありますが、私も防護服を非常に心配しておりまして、赤番2の予算書29ページ、赤番3の予算資料2ページの救急業務消耗品310万8千円に関して、使い捨ての防護服と耐久性のある防護服の2種類があると聞いておりますが、組合で保有している物は使い捨ての防護服ということですか。

○議長（前田篤秀君）

佐竹消防課長。

○消防課長（佐竹信敏君）

遠軽地区広域組合で保有している物は、使い捨ての防護服であります。

使い捨てではない物については、毒物災害時等に着用するものでありまして、陽圧式の防護服となっております。

それについては、当組合では保有しておりません。

○議長（前田篤秀君）

竹中議員。

○7番（竹中裕志君）

ダイヤモンド・プリンセス号ですか、厚生労働省の検疫官が感染したという事例もありましたので、幸いにも遠軽地区では発生しておりませんが、十分に注意を払って万全の体制で臨んでいただきたいと思います。

○議長（前田篤秀君）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5款、公債費、38ページから39ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、6款、予備費、40ページから41ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、次、2、歳入に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1款、分担金及び負担金、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、2款、使用料及び手数料、6ページから7ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、3款、国庫支出金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、4款、寄附金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、5款、繰越金、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、6款、諸収入、8ページから9ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上をもって、質疑を終わります。

これより議案第7号「令和2年度遠軽地区広域組合一般会計予算」を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもって令和2年第1回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

11時12分閉会

議長 河田篤彦

議員 秋元直樹

議員 吉田耕造